

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

ページ

教育委員会

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第一号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。)附則第三項及び附則第四項に規定する平成二十三年東北地方太平洋沖地震(以下「今回の地震」という。)による災害により被害を受けた者に係る県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金(以下「入学者選抜手数料等」という。)の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜手数料等を免除することができる者)

第二条 入学者選抜手数料等を免除することができる者は、今回の地震により次の各号のいずれかに

該当することとなった者及びその者と生計を一にする者で生活の基礎を確保できないため生活困難となったものとする。

- 一 住居の全壊又は半壊
- 二 住居の全焼又は半焼
- 三 住居の流失
- 四 世帯の収入の著しい減少

(免除の手続)

第三条 入学者選抜手数料等の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)と連署した申請書(別記様式)に前条各号に該当することを証する書類を添えて、入学者選抜手数料の免除については受験する学校長に、寄宿舎料及び入学金の免除については在籍する学校長に、入学者選抜手数料等の各徴収期限(以下「各徴収期限」という。)までに提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査の上、免除を決定するものとする。

(徴収期限の変更)

第四条 入学者選抜手数料等の徴収期限の変更を認めることができる者は、第二条各号に該当することを証する書類を各徴収期限までに提出することが困難である者とする。

2 学校長は、前項に規定する者に該当すると認めるときは、その者の徴収期限を学校長が指定する日まで変更することができる。

(免除の取消し)

第五条 入学者選抜手数料等の免除申請について、虚偽の事実が判明したとき、又は第二条各号に該当しないことが判明したときは、学校長は、その免除の決定を取り消すことができる。

2 前項の取消しを受けた者からは、その取消しに係る入学者選抜手数料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜手数料等の特例に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

入学者選抜手数料・寄宿舎料・入学金免除申請書

平成 年 月 日

宮城県 学校長 殿

申請者（ 科 学年 組）

住所 氏名

（本人署名又は記名押印）

保護者

住所 氏名

（本人署名又は記名押印）

下記の理由により，入学者選抜手数料・寄宿舎料・入学金の免除を受けたいので承認くださるよう申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類

罹災証明書，死亡診断書，その他（ ）

（注）1 「入学者選抜手数料・寄宿舎料・入学金」は，該当しないものを抹消してください。

2 「科 学年 組」は，入学者選抜手数料・入学金の免除を受けようとする者は，記入しないでください。

3 罹災証明書等は，入学者選抜手数料の免除を受けようとする者は，不要とする。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十三日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項委任事項の欄に次の一号を加える。

四 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等

の特例に関する規則（平成二十三年宮城県教育委員会規則第一号）の施行に関する次の事務

1 第三条第二項の規定による入学者選抜手数料等の免除の決定

2 第四条第二項の規定による入学者選抜手数料等の徴収期限の変更

3 第五条第一項の規定による入学者選抜手数料等の免除の決定の取消し

別表中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次のように加える。

四 県立中学校長	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の施行に関する次の事務
	1 第三条第二項の規定による入学者選抜手数料の免除の決定
	2 第四条第二項の規定による入学者選抜手数料の徴収期限の変更
	3 第五条第一項の規定による入学者選抜手数料の免除の決定の取消し

附 則

この訓令は、平成二十三年三月二十三日から施行する。